

勘えて、玉ちゃん!

「〇〇って、よく分からない〜!？」



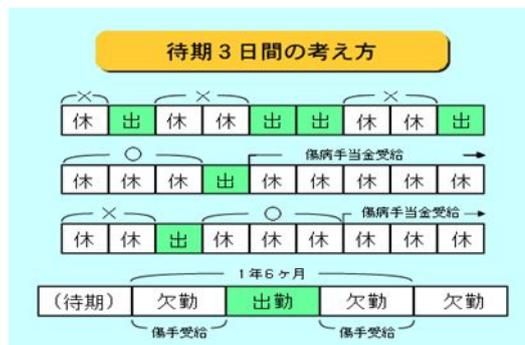
お任せください。  
「ややこしい話」を「やさしい言葉」で  
解説いたしましょう!

## 「傷病手当金」について

健康保険に加入している労働者が業務外の病気やケガで会社を休み、賃金を受けられない場合には、健康保険よりその間の所得を保障することを目的とした傷病手当金が支給されます。働けないことによる収入ダウンは、病気やケガに追い討ちをかけるようにダメージを与えます。今回は、この制度の基本を確認しておきましょう。

### ☆いつからいつまで支給されるの

傷病手当金は、病気やケガで休んだ期間のうち、最初の3日を除き（これを「待期」といいます）4日目から支給されます。支給される期間は、支給されることとなった日から1年6ヶ月間です。途中、出勤した期間があっても、支給開始から1年6ヶ月で終了となります。



### ☆いくら支給されるの

支給される額は、1日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する額です。標準報酬日額とは、社会保険の保険料を決めるときに計算される標準報酬月額を30で割ったもので、4・5・6月に支給された報酬がもとになっています。なお、働くことができない期間について賃金が支払われている場合は、傷病手当金は調整されます。（待期期間中は賃金の有無は関係ありません）

### ☆退職後はどうなるの

傷病手当金を受給している途中で会社を退職する場合も、引き続き受給することは可能です。（健康保険の加入期間が1年以上あること、退職時に出勤していないことなどの要件あり）ただし、あくまでも在職中に傷病手当金の受給資格がある人が対象です。退職後も継続して加入する「任意継続被保険者」になってから、病気やケガで働けなくなっても支給されません。

### ☆失業手当との関係は

失業手当は、働ける状態であるにもかかわらず仕事がない場合に支給されるもの。一方、傷病手当金は、仕事はあるにもかかわらず病気やケガで働けない場合に支給されるもの。つまり、同時に両方を受給することはできません。もし、そんな状況になった場合は、いったん失業手当の「受給期間延長」の手続きをとり、傷病手当金を受給しながらじっくり治療に専念し働ける状態になってから、失業手当の受給を開始する方法があります。